

健発 0 1 2 1 第 1 号

平成 27 年 1 月 2 1 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保 健 所 設 置 市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令の施行等について（施行通知）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成 27 年政令第 1 号。以下「整備等政令」という。）については、平成 27 年 1 月 9 日に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（平成 27 年厚生労働省令第 8 号。以下「整備等省令」という。）については、本日、別紙 1 のとおり公布されたところである。これらの改正の概要は、下記のとおりである。

また、整備等政令及び整備等省令の施行に伴い、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に伴う感染症発生動向調査事業の実施について」（平成 11 年 3 月 19 日付け健医発 0319 第 458 号厚生省保健医療局長通知）の別添「感染症発生動向調査事業実施要綱」の一部を別紙 2 のとおり改正し、本日から適用することとした。

加えて、平成 25 年 4 月 26 日付け健発 0426 第 19 号厚生労働省健康局長通知「鳥インフルエンザ（H 7 N 9）を指定感染症として定める等の政令の施行等について」及び平成 26 年 7 月 16 日付け健発 0716 第 17 号厚生労働省健康局長通知「中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令の施行等について」は、本日をもって廃止する。

貴職におかれては、貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を除く。）及び関係機関等へ周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知においては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の

一部を改正する法律（平成 26 年法律第 115 号。以下「改正法」という。）による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）を「法」と、整備等政令による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成 10 年政令第 420 号）を「令」と略称する。

記

第一 整備等政令の概要

1 改正の趣旨

改正法の施行に伴い、関係政令について所要の規定の整備を行う。

2 概要

(1) 関係政令の廃止

鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令（平成 25 年政令第 129 号）及び中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令（平成 26 年政令第 256 号）は、廃止すること。（整備等政令第 1 条関係）

(2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部改正（整備等政令第 2 条関係）

ア 特定鳥インフルエンザの病原体の血清亜型は、H5N1 及び H7N9 とすること。（令第 1 条関係）

イ 三種病原体等であるマイコバクテリウム属ツベルクローシス（別名結核菌）が耐性を有する薬剤は、(ア)に掲げる薬剤及び(イ)に掲げる薬剤とすること。（令第 1 条の 4 関係）

(ア) オフロキサシン、ガチフロキサシン、シプロフロキサシン、スパルフロキサシン、モキシフロキサシン又はレボフロキサシン

(イ) アミカシン、カナマイシン又はカプレオマイシン

ウ 四種病原体等であるインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスの血清亜型は、H2N2、H5N1、H7N7 及び H7N9 とすること。（令第 2 条の 2 関係）

エ 疑似症患者を患者とみなす感染症に中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。以下同じ。）及び鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであってその血清亜型が H7N9 であるものに限る。以下「鳥インフルエンザ（H7N9）」という。）を追加すること。（令第 4 条関係）

オ 獣医師の届出の対象として、鳥インフルエンザ（H7N9）について鳥類に属

する動物を、中東呼吸器症候群についてヒトコブラクダを、それぞれ追加すること。(令第5条関係)

(3) その他関係政令の一部改正

沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和 47 年政令第 108 号）及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号）について、所要の改正を行うこと。（整備等政令第 3 条関係）

3 施行期日等

(1) 施行期日

整備等政令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行すること。ただし、次の改正規定については各々に定める日から施行すること。（整備等政令附則第 1 条関係）

ア 2 の(1)及び2 の(2)（イを除く。） 改正法の公布の日から起算して2月を経過した日

イ 2 の(2)のイ 改正法の公布の日から起算して6月を経過した日

(2) 経過措置等

整備等政令の施行に関し、必要な経過措置を定めるとともに、関係政令について所要の改正を行うこと。（整備等政令附則第 2 条から第 5 条まで関係）

第二 整備等省令の概要

1 改正の趣旨

改正法の一部規定の施行に伴い、関係省令について所要の規定の整備を行う。

2 概要

(1) 関係省令の廃止

鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令の施行に伴う感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の準用に関する省令（平成 25 年厚生労働省令第 62 号）及び中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令第三条第一項の規定による感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定の準用についての読替えに関する省令（平成 26 年厚生労働省令第 81 号）は、廃止すること。（整備等省令第 1 条関係）

(2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部改正

特定鳥インフルエンザ及び中東呼吸器症候群の患者に対して就業制限を行う場合の対象業務及びその期間を定めること。（整備等省令第 2 条関係）

2 施行規則

整備等省令は、改正法の公布の日から起算して2月を経過した日から施行すること。

(整備等省令附則関係)